

全国一斉!

ご相談は
無料です!

法務局 休日相談所

遺言、後見など公正証書に関するご相談

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

無戸籍でお困りの方に関するご相談

土地や建物の

「相続登記」を放置していませんか?
相続が2回以上重なりと
登記手続きがますます難しくなります。

株式会社・一般社団法人/財団法人の
「役員変更登記」を放置していませんか?
長期間登記をせずにいると
みなし解散の登記がされる対象となります。

日時

令和元年
10月6日(日)
(10時から15時まで)

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと……

場所

岡山地方法務局本局

岡山市北区南方1-3-58

法務局職員、公証人、司法書士
土地家屋調査士、人権擁護委員

が
ご相談を
お受けします!
＜秘密厳守＞

要予約

【予約・お問い合わせはこちらまで】
岡山地方法務局総務課

TEL 086-224-5656 (代表)
音声案内4番を選択願います



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん